

新城市男女共同参画審議会に関する傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新城市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴の定員は10人以内とする。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴の手続)

第3条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿（様式）に自己の住所及び氏名を記入するものとする。

2 審議会を傍聴できる者は、先着順で決定するものとする。

(入場の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
 - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会議の円滑な進行を妨げると認められる者
- (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 会場での発言に対して、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
- (3) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (4) たすき、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威行為をしないこと。
- (5) 帽子、コート、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 飲食又は喫煙行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(退場命令)

第8条 会長は、傍聴人がこの要領に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、退場を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。